

令和8年8月13日

山北町長 石 田 照 子 様

山北町水道事業運営審議会
会 長 渡 辺 良 孝

山北町水道事業の運営と水道料金の改定について（答申）

令和8年2月20日付け水第14号で、当審議会に対し諮問のありました山北町水道事業の運営と水道料金の改定について、次のとおり答申します。

答 申 書

水道事業は、住民生活や経済活動を支える必要不可欠なインフラであり、極めて高い公共性を担っています。一方で住民の福祉増進を目標として経営する地方公営企業であり、独立採算で経営されていることから、企業としての経済性も求められています。

山北町水道事業運営審議会では、令和8年2月20日に町長からの諮問を受け、同月から計4回にわたり審議会を開催いたしました。その中で事業の現状、事業計画、料金の仕組み、今後の財政状況の見通しなどについて慎重に審議を行いました。

その結果、水道事業の運営と水道料金の改定について、町民の生活や経済活動を考慮した中で、次のとおり意見を集約しましたので答申します。

1 水道事業の運営について

山北町水道事業は、平成12年4月及び平成31年4月に料金改定をして以来、安全で安定した水道水の供給に努め、上水道及び7簡易水道、1小規模水道を運営してきましたが、給水人口の減少や節水機器の普及等により水需要が落ち込み、給水収益の減少が続き、経営環境は年々厳しさを増している状況にあります。

また、安定して水道水を供給するため、機械設備の導入や施設の拡充、延命化に取り組んでいますが、水道事業の創設期やその後の拡張期に急速に整備された水道施設の多くは建設から50～60年ほどが経過し、今後大規模な更新ピークを迎えることが予測されます。さらに、水道施設の破損による断水は町民生活や経済活動に大きな影響を与えることから、施設の耐震化は必要不可欠であり、計画実施の際には費用の面からも平準化することが必要であると考えます。

上記のことを計画的に行っていくことが、今後の水道事業には必要であると提言します。

2 水道料金の改定について

「1 水道事業の運営について」の中でも述べましたとおり、給水収益の減少が続き経営環境は年々厳しさを増している状況にあります。この給水収益の減少傾向は、現在の経済状態では改善は見込めないと思われます。

しかしながら、安定した水道水供給のためには、施設等の耐震化や更新は必要不可欠であります。そこで、令和6年3月に策定した山北町水道事業アセットマネジメントに基づいて、中長期的な施設整備、財政計画等により、当審議会において現在の水道料金で収支を試算したところ、令和10年度には大幅な財源不足が見込まれます。

以上のことから、施設の耐震化や老朽施設の更新など将来に向けた水道事業の健全経営の維持継続と、「安全でおいしい水」を安定して供給するためには、水道料金の改定は必要であると提言します。

審議した期日

令和8年2月20日

令和8年5月29日

令和8年6月25日

令和8年7月23日

料金算定期間

令和9年度から令和13年度までの5か年

料金改定

基本料金（定額制を含む。）及び超過料金を改定し、改定率は平均35%が妥当とした。

料金改定の時期

改定期日は、令和9年4月1日とする。

付帯意見

- (1) 大きく変化する社会経済情勢や健全な水道事業経営の観点から、概ね3年毎に料金を見直し、大幅な料金改定は避けるよう努めること。
- (2) 水道料金は町民生活や企業経営に密接に関係していることから、料金改定の趣旨や内容をわかりやすく使用者に周知徹底を図ること。
- (3) 水道事業経営において健全な運営を維持するため、更なる運営経費の削減に努めること。
- (4) 給水人口等の減少が見込まれることから、安定的に収入が見込めるよう、料金体系の見直しを検討すること。
- (5) 人口減少が進んでいくことにより、給水人口も減少するため、町の施策として転入者等を増やし、町内人口の増加に努めることや、企業誘致に努めること。
- (6) 水道事業は使用者からいただく水道料金で運営しているため、水道事業運営にかかる経費をすべての使用者に公平に負担いただくために、未納対策に徹底して取り組んでいくこと。
- (7) 計画的な施設整備を進めつつも、将来に向けて建設改良積立金等基金の積み立てに努めること。